

生産緑地を

貸したい 方

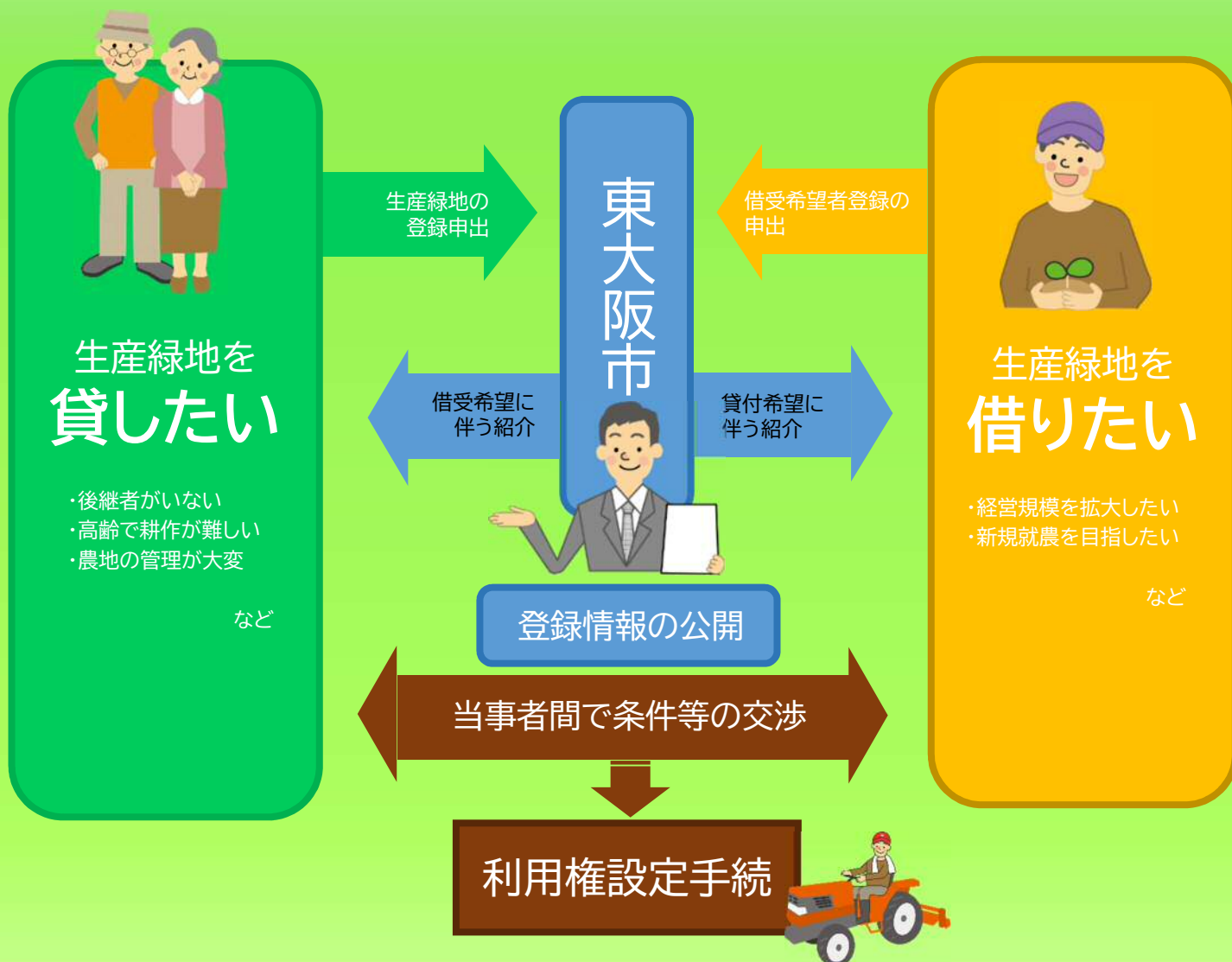
借りたい 方

を募集します



東大阪市生産緑地貸借マッチング制度のご案内

東大阪市では、市内の生産緑地の貸し借りをスムーズに行うため、貸したい生産緑地の情報と、借りたい農家の方の情報を登録・公開し、登録者の承諾を得たうえでマッチングを行う事業を実施しています。



貸借マッチングの流れ

(都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借が対象)



① 申請書を提出

市内の生産緑地であって、その所有者が貸付けを希望する者及び生産緑地の借受けを希望する者がそれぞれの希望に係る申請書を市(農政課)に提出する。

② 登録リストを公開

市は情報を整理したうえで、市ウェブサイトに登録リストの掲載を行い、公開する。

【公開する生産緑地情報】

所在(町名)、面積、登記・現況地目、
農地・耕作の状況、希望契約形態(貸付料等)、
貸付希望期間・時期、接道の有無、
農業用水・水利費の有無、
貸与可能な農業用機械等の有無

【公開する借受希望情報】

個人法人の別、年齢、希望地域、希望地目、
希望面積、希望理由、農業経験、農業従事年数、
借受希望期間・時期



③ 市に連絡

①で申請を出した者は、登録リストを閲覧し、希望に沿うと思われる情報があった場合、市に連絡する。(登録者は窓口で詳細情報の閲覧が可能です。)

④ 面談の設定

市は、連絡のあった情報の申請者に確認し、承諾を得たうえで面談の設定を行う。

⑤ 当事者間で相談

貸借料、貸借期間等の条件について、当事者間で相談のうえ決める。

⑥ 手続き

貸借について合意に至った場合、当事者は都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく手続きを行う。(貸借は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく利用権設定により有効になります。)

- ※生産緑地が荒廃して、復元して営農することが困難な場合は登録できません。
- ※登録できる借受希望者は、営利を目的とした農業経営を行う個人または法人です。
- ※貸借期間が終了すれば、貸借していた生産緑地は必ず所有者に返還されます。(更新可能)
- ※相続税納税猶予を受けたままで生産緑地を貸すことができます。(税務署への届出が必要)
- ※生産緑地の登録後も借り手が見つかるまでは、ご自身で生産緑地を管理してください。
- ※生産緑地の借受希望者や借受できる生産緑地が必ず見つかるわけではありません。



本制度は市ウェブサイトでも紹介しています

(<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000037221.html>)



登録を希望される方は
まずはお電話でご相談を



【問合せ先】 東大阪市都市魅力産業スポーツ部農政課 TEL 06-4309-3180